

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第 8 号
受付日	平成26年 8月13日
質問者	小川 政人 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成26年 8月26日

担当部局：財政経営部、健康福祉部、上下水道局、都市整備部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく小川政人議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

記

【質問1】

久留米大学大学院客員教授岡子善信氏の『新しい納税救済としての国家賠償請求訴訟を考える』によると「平成22年6月3日最高裁判所第一小法廷の判断は賦課課税方式をとる税のみでなく、申告納税方式をとる更生・決定にも該当し、地方税のみでなく国税一般についても該当するほか、他の金銭給付を義務付ける処分についても適用されることとなろう。多くの判例評釈（村上裕章 九州大学教授 判例時報 2102号 173頁（判例評論 626号 11頁）、岡田幸人ジェリスト 1437号 85頁、前川勤 東北法学 37 東北大学大学院法学研究科院生会編集 139頁、岡本博志 法政論集（北九州大学）38巻4号 126頁、宇賀克也 自治実務セミナー 51巻4号（N0598）29頁、山本隆司東京法学教室 364号 13頁、仲野武志 ジェリスト 1420号 57頁）もそのように解するものである。」と記述している。そこで『四日市市固定資産税等加納金返還支払要綱』については、賦課課税方式をとる固定資産税、等は都市計画税のみでなく、広く解釈して申告納税方式をとる個人住民税・国民健康保険料・介護保険料の更生・決定該当させ、他の金銭給付を

義務付ける処分についても適用させるべきであり、今回の還付加算金についても同様と考えますが、いかがお考えかお尋ね致します。

【答弁 1】

税務行政においては、地方税法の規定に則り処理することが原則です。固定資産税等に係る過納金の返還については、最高裁判所の判例により個別の案件として確立された判例があることから、地方税法の規定を超え対応を行ったところですが、還付加算金について個別の案件として判例がないことから、地方税法の規定に基づき処理すべきであると考えております。

【質問 2】

提案理由の説明では本税部分が不当利得だから還付加算金についても法解釈における適用誤りでありながら、不当利得と主張して国家賠償法でなく税法の時効を主張したが、倭財政経営部長は平成 26 年 6 月 27 日開催の予算常任委員会で「今回の件は法解釈の誤りということで、過失があったということは認識してございます。」と答えられており、その認識でいくと国家賠償法の適用になり、また還付加算金は行政処分でないことから取り消し請求でなく損害賠償であることから 6 年から 20 年までの請求権該当者にも返還する必要がある。6 年から 20 年までの請求権該当者が損害賠償訴訟を提起すれば、過失については争いがなく、税法上の時効を採用するか、国家賠償法上の請求権 20 年を認めるかの争いになり、上記最高裁の判断が採用され四日市市が敗訴することは明らかと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

【答弁 2】

法律の誤認から法律の解釈や適用条項を誤った場合に、すべてにおいて国家賠償法に基づく賠償責任が認定されるものではなく、最高裁判例においても国家賠償法に基づく

賠償責任が否定された例もあります。今回の法解釈の過りについても国家賠償法上の賠償責任と直結するものではなく、訴訟が提起された場合、各事案の内容により責任の範囲や過失割合も踏まえ、裁判所において適切に判断されるものと考えております。

【質問3】

6年から20年までの請求権該当者にも返還したとしても、他の市民から住民監査請求を受けることは、考えられず、また、訴訟が提起されたとしても敗訴するとは考えられないと思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

【質問4】

議案を通す面子よりも市民の利益を最優先して考えるべきと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

【質問5】

いたずらに市民に争いを提起させることなく国家賠償法上の20年の請求権を認めて四日市市が過失によって市民に与えた損害をできるだけ広く回復すべきと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

【答弁3～5】

今回の還付加算金については、弁護士相談や地方税法の専門家への相談の結果を受け、地方税法の規定に基づき適切に対応したものでありまして、訴訟が提起された場合というご質問については、お答えさせていただくことはできませんので、ご理解ください。

【質問6】

議会基本条例において、理事者には反問権は付与したが反対討論権は付与していない。

誰が土井議員に反対討論の原稿を作成して議場で読ませたのか、議会軽視になるのではないかお尋ねいたします。それとも議長の許可を得たのか、議長の指示によるものなのかお尋ねいたします。

【答弁 6】

ご質問の内容については、承知しておりません。

【質問 7】

今のままでいくと6年から20年までの請求権該当者は、四日市市の過失によっていくらか損害を加えられたかを理解していないと思われる。税法上の時効が成立したとしても、市の過失についての社会的道義的責任は免れることはできず、該当市民に対して過失によりいくらか損害を加えたのか、知らしめて謝罪する必要があると考えますが、市民の知る権利を含めていかがお考えかお尋ねいたします。

【答弁 7】

市としては地方税法の規定により処理を行っており、賠償すべき損害が発生していないと判断していることから、今後の対応を行う予定はありません。

【質問 8】

市長は政治家として市が市民に対して過失によって損害を加えた場合、平成22年6月3日最高裁判所第一小法廷と同様の判断をして、できるだけ広く市民の損害を回復する手法をとり、市が過去の過失の償いを果たすことが首長の責務と考えますが、田中市長の市民に対する政治家としての姿勢をお尋ねいたします。

【答弁 8】

今回の件は地方税法の規定に基づき処理したものであり、市長の責務は、法律の規定に基づき適正に行政運営を行うことであると認識しております。

【質問 9 - 1】

6月定例会議会で塚田上下水道事業管理者は「ネック箇所は雨の多少にかかわらず、変わらないと答弁した。ネック箇所はその川の中で一番断面積の小さい場所で、一番水が流れない場所であり変わらない。」と答弁した。これまでも十四川のネック箇所は樋門を開扉しておれば未改修の桜並木のある北星高校付近であり、樋門を閉じておればポンプ場になると答弁している。この答弁はネック箇所から下流は一番水が流れない場所を通過した水しか流れないので大雨でも溢れない。当日溢れたのは樋門を閉めてポンプ排出能力 9.8 m^3 の $2/3$ 以下の 6 m^3 しか排出していなかったのも北星高校付近を通過した水量でも溢れたのである。当時樋門操作に過失なく午後 2 時に樋門を開扉していれば JR 関西線より下流では溢れない事になる。この答弁は塚田上下水道管理者のこれまでの「時間当たり 70 mm の降雨で溢れなくても時間当たり 120 mm の降雨では計算していないのでわからない。」との答弁は虚偽であったということぐらいは大学の土木を卒業していなくても、それなりの大学を卒業しているのだから理解できるのではないかと、お尋ねします。

【答弁 9 - 1】

確定判決によれば、「樋門が同日開扉されていたとしても、十四川の溢水を回避することはできず、その結果、富田地区の溢水被害が発生したものと考えられる。」と判断されています。

また答弁は、平成 22 年度に降雨強度 72.8 mm で計画した十四川の河川整備計画について、中部大学に検証を依頼しており、 120 mm の降雨量に対する検証は行っていないことを

答弁したものであり、虚偽にあたるとは考えておりません。

【質問 9 - 2】

それとともに十四川の構造上未改修の近鉄線上流の桜並木がネック点であることから水門を開扉しておれば J R 関西線より下流で溢れないのは河川工学では常識であり、広く河川改修で用いられている手法（学問）である。そのことが土木職員（特に富田地区で生まれ育った伊藤都市整備部長、館政策推進部長）から市長へ伝わらない四日市市役所の組織体制に欠陥があると思いたすがいかがですか、市長にお尋ねいたします。

【答弁 9 - 2】

十四川のネック点については従前より担当者から説明を受けていましたが、さらに広く意見を聞くため、十四川に係わる中堅技術者と意見交換の場を持ち、検証書と河川計画の考え方について、意見を聞いて確認しました。

意見交換の場でも、議会答弁と技術者の考え方に相違はありませんでした。従って職員の意見は十分市長である私に伝わっており、四日市市役所の組織体制に欠陥があるとは考えておりません。

【質問 10 - 1】

市長と同じ大学の土木系学部を卒業した館前治水対策監（現政策推進部長）は、市が裁判所に提出した証拠書類（乙第 16、17 号証）のうち「十四川のシミュレーションは川を暗渠（下水管）にして水が管渠を流れる計算設定であり、シミュレーション計算としては正しい。」と主張したが、水害当日は、十四川は暗渠でもなく未改修のところは天井川であり他から水が流れてこない川であった。川を暗渠（下水管）として設定したこと自体や水が管渠を流れる計算設定が捏造であることもわかっていない。

川を暗渠（下水管）として設定して、下水管の能力以上の水を流すと暗渠（下水管）の上を水が流れるのではなく、暗渠（下水管）の入り口で水がせき止められて溢れる。すなわち十四川を暗渠（下水管）にした地点で水害が生じることになり最下流地点で溢れることはないのでシミュレーション計算としても間違っていると思いますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

当日の十四川平地部に滞留する雨水量は調査・検証書（証拠書類乙第 16 号証）の 6 ページにある「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「豊栄ポンプ場からの放流雨水量（ m^3/s ）」ではなく、当日ネック点で溢れていないことから樋門を閉じていれば「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「十四川平地部の下水排水量（ m^3/s ）」＋「十四川に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「豊栄ポンプ場からの放流雨水量（ m^3/s ）」である。

樋門が開いていれば「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「十四川平地部の下水排水量（ m^3/s ）」になるのと違いますか、お尋ねいたします。

【答弁 10－1】

確定判決によれば、提出した証拠書類（乙第 16 号証、乙第 17 号証）は、「各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」と判断されています。

【質問 10－2】

当日十四川流域に北消防署の降雨記録と同じ降雨があったとすれば、十四川平地部に滞留する雨水量は樋門を閉じていれば「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「十四川平地部の下水排水量（ m^3/s ）」＋「十四川に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「豊栄ポンプ場からの放流雨水量（ m^3/s ）」となり、樋門を開扉してあれば「十四川平地部に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「十四川平地部の下水排水量（ m^3/s ）」＋「十四川に流入する雨水量（ m^3/s ）」－「ネック点通過雨水量（ m^3/s ）」となるが、当日ネック点で溢れ

ていないことから十四川流域に北消防署の降雨記録と同じ降雨であったとは考えられない。ネック点で溢れない程度の降雨（時間当たり最高でも 50mm）だったと考えますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

【答弁 10-2】

東海豪雨時に十四川流域にどれだけの降雨量があったのかは、観測データがないためにわかりません。そのため、証拠書類（乙第 16 号証、乙第 17 号証）では、直近の北消防署の降雨量観測データを採用して検証をおこなっています。

このことは、確定判決において、「各観測データや本件豪雨の被害状況等からみて北消防署降雨データを大矢知地区の降雨量とすることが不合理とはいえない。」と判断されています。

【質問 10-3】

証拠書類（乙第 16、17 号証）を作成した日本上下水道設計株式会社も誤りを認めているのに、なぜやり直しを依頼しないのか、やり直しをすれば市の不利な結果になるから恐れているのか、それよりも裁判所や市民をだまし続けることの方が悪だと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

誤った証拠書類を取り下げ、正しい証拠書類に訂正して裁判所に提出することを求めます。

【答弁 10-3】

確定判決によれば、提出した証拠書類（乙第 16 号証、乙第 17 号証）は、「日本上下水道設計株式会社による乙 16、17 の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」と判断されています。

この裁判は、原告、被告の双方が意見を十分主張し、これに基づいて裁判所が関係法令にしたがって適正に判断されたものであり、証拠書類（乙第 16 号証、乙第 17 号証）を作り直しする理由はないものと理解しています。